

(意見書案第 15 号)

中小企業への金融対策の充実を求める意見書

リーマンショック以降、業績悪化に見舞われ、資金調達が困難な中小企業者対策として、金融機関が中小企業者の債務弁済に係る負担軽減措置を行うよう努める「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)は、2度の延長の後、平成 25 年 3 月末をもって失効することとなっており、中小企業者の中には、金融機関から思うような融資が受けられず経営そのものが困難となるなど、地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

道内の景気は、持ち直しの動きが見られるものの、円高、原油・原材料高、公共投資の減少に加え東日本大震災の影響もあり、依然として厳しい状況が続いており、このような状況下においては、中小企業者が経営を改善するための円滑な資金繰りを可能とする金融対策が必要不可欠である。

よって、国においては、厳しい経営状況にある地域の中小企業者の資金繰りを支援するため、中小企業金融円滑化法の一定期間延長、または失効した場合の経営の維持・安定を図るための十分な支援施策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 14 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(金融)
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

宛